

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都品川区大崎一丁目1番2号		平成27年7月27日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 ローソン 代表取締役 玉塚 元一 03-5435-1350					
主たる業種	コンビニエンスストア				細分類番号	5 8 9 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、原単位あたりの温室効果ガス排出量を計画期間3%以上(年1%程度)削減する。						
計画を推進するための体制	エリアサポート責任者を実行責任者、CSV推進担当を推進責任者として、実行計画の策定とその進捗管理を実施します。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	21,224.9 トン	28,661.8 トン	トン	トン	35.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	20,701.5 トン	28,555.8 トン	トン	トン	38.0 パーセント	
実績に対する自己評価		平成26年2月1日九十九プラス社との合併に伴い、事業者数が増加したこともあり、CO2排出量が増加する結果であった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (売上高/億円)	49.00	51.94			6.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		新店への省エネ機器導入及び既存店向け省エネ施策(冷暖機や空調機の交換等)は計画通り実施したが、新規設備(店内調理)等の導入により、店舗電気使用量が増加し、原単位あたりの温室効果ガス排出量を前年度を上回る結果であった。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考
			37.0 パーセント	75.0 パーセント	パーセント	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度		新店:要冷空調一体型システム、LED照明等省エネ機器を導入、CO2冷媒要冷機器の導入促進。既存店:交換対象店の冷暖機、空調機の入替え実施				
	(27)年度						
	(28)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		通勤には特別な事情がある場合を除き、公共交通機関を利用するよう社内ルールを徹底している。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		社内ルールどおり運用しているため、自動車通勤による温室効果ガスは発生していない。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1992年よりローソン「緑の募金」を活用した森林整備活動を実施。京都市内においても学校での緑化活動を実施し、地域での環境整備活動に役立つ取り組みを進めています。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	319.1 トン	106.0 トン	106.0 トン	107.1 トン			
理由:当社が加盟する業界団体である日本フランチャイズチェーン協会が自主行動計画以降の中で目標指標となる原単位を「売上高」としているため。							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。